

③地域づくり計画のあり方

自治基本条例

○目指す姿 <<丹波市総合計画と地域づくり計画がリンクする(同じ目標に向かう)>>

- 市と地域とが一緒(両輪)となって市の重要課題に取り組む。
- 自治協議会と自治会が、地域の目指す姿・目標を共有する。
- 参画と協働の理念のもと、誰もが構成員として参画できる計画づくり。
- 地域のニーズを把握し、地域特有の課題解決に取り組む。
- 審議会等の委員が公募や地域推薦の場合は、さまざまな団体からの委員選出となる。

- 第4条 (自治の基本原則)
- 第11条 (住民自治の原則)
- 第14条 (住民自治組織)
- 第17条 (計画等への参画)
- 第18条 (審議機関への参画)

【対策】(提案)

- ・総合計画と地域づくり計画との明確な位置づけを図る。
- ・市や関連団体の各種委員の見直し(公募など)と地域における会長対応の明確化。
- ・計画策定時に、市の管理職クラスが地域に入り、市は何ができる・できないを把握したうえで、市の役割、地域の役割をうまく連携させる。
- ・地域づくり計画にこの部分は地域がする、これは行政がする、と計画に位置付けすることによって行政と共有する(別の要望をしなくてよい)。
- ・オーソライズ(公認)する場面と意見を様々に聞く場と役割分担をし、上手く物事を動かす
- ・これからの地域づくりとして、地域経済の活性化や農業、市の商工業が元気になることを地域で考えると、構成メンバーに青年会議所や商工会の方も必要となる。
- ・この先何十年と暮らす若い方の想いは大切。ひとりひとりの想いをみんなで出し合いながら将来像を定める。
- ・地域同士が、同じ課題を通じて学び、磨き合う。
- ・計画づくりに共有できるガイドライン(参考:宝塚市作成分など)を明確にする など

○課題

- ・地域づくり計画は、地域の方針を決めることができるとされているが、住民総意で作成された地域の方針が、総合計画に反映できるとは限らない。
- ・総合計画では、リーディングプロジェクト(第一次)、基本姿勢(第二次)として、「参画と協働」を施策の重要な柱として押さえ、コミュニティ組織の育成・強化を始め、市民参画及び協働の仕組みの構築等が掲げられているが、総合計画から協働のパートナーである自治協議会の地域づくり計画と連携する仕組みがない。

○現状

- ・施策としての地域づくり計画の位置づけが明確でない。
- ・総合計画とは無関係の状態となっている。
- ・自治基本条例において、自治協議会に地域を代表する形式的正当性を持たせながら、市の主要施策を策定する審議会等の場において、自治協議会の代表者の参加を求めている。(地域代表は自治会長会)

○現状のまま対策をしない場合

- ・市の施策と地域の活動が一致しなくなる。
- ・地域の目標がなく、一体感がなくなる。
- ・自治会長への充て職による負担が増す。
- ・昼間の会議が多く、現役世代が自治会長になることが困難である。